

公 告

高告第20号

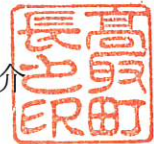
高取町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

高取町の住民は、令和8年10月30日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、町に意見書を提出することができる。

また当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和8年10月30日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和8年9月28日

高取町長 中 川 裕 介



1. 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和8年9月28日

至 令和8年10月30日

2. 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

高取町役場 まちづくり課

奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地1

3. その他

(1) 意見書の提出方法等

ア 書面により意見書提出者の住所、氏名、提出年月日を記載し高取町役場まちづくり課へ提出すること。

イ 意見書が提出された場合は、高取町が意見書の要旨をとりまとめ、処理結果を公告する。

(2) 異議の申出方法等

異議の申出がある場合は、次の事項を記載した書面を高取町役場まちづくり課へ提出すること。

なお、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。（その資格を証明する書面を添付すること。）

- (ア) 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (イ) 異議申出に係る農用地利用計画の案
- (ウ) 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (エ) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったと知った年月日
- (オ) 異議申出の趣旨及び理由
- (カ) 町へ異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (キ) 異議申出の年月日